



梅降雹被害営農継続支援事業

梅ひょう被害を受けた農家を支援します

この事業は、令和6年3月20日に発生した降雹により梅の被害を受けた農業者に対し、来年度以降も営農が継続できるよう、次期作に向けた取組を支援するために補助金を交付するものです。

下記に該当する方は、申請に必要な書類（裏面参照）を田辺市本庁舎農業振興課、又は各行政局産業建設課に提出してください。

補助対象者

- ✓ 田辺市に住民票がある農業者
- ✓ 市税を滞納していない
- ✓ 梅のひょう被害を受けた
- ✓ 次期作に向けた肥培管理（9～10月頃の元肥）を行う
- ✓ 収入保険又は農業共済に加入している、又は加入を検討する



対象肥料

- 国又は県に肥料登録されている
- 国内資源を活用している
- 家畜排せつ物由来の堆肥を40%以上、又は有機物を50%以上使用
- 令和6年6月1日～10月31日までに購入（注文）し納品されるもの
- 令和7年1月31日までに支払いが完了するもの

補助金額

被害を受けた梅園地で次期作に要する肥料費の物価高騰分の3分の1
物価高騰分は、肥料価格高騰率：「農業物価指数（令和6年1月）＝1.35」
を用います。 ※詳しくは裏面参照

申請期間

令和6年8月1日から令和7年2月14日まで

注意事項

- ・当該事業の目的外に使用した場合は補助金返還の対象となります。

計算方法

当年の肥料費－（当年の肥料費 ÷ 高騰率:1.35）＝『高騰分』
→『高騰分』×1/3＝『補助金』（100 円未満切捨て）

（例） 1 ha の目安 当年の肥料費 159,000 円－（159,000 円÷1.35）
＝『高騰分』 41,222.22…円
→41,222.22…×1/3＝13,740.74…
＝『補助金』 13,700 円（100 円未満切捨て）

申請に必要な書類（様式）

- ①交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第 1 号）
- ②梅降雹被害営農継続支援事業取組状況報告書（別記様式第 2 号）
- ③誓約書兼同意書（別記様式第 3 号）
- ④市税（国民健康保険税を含む）完納証明
- ⑤領収書等の写し（支払ったことがわかる書類）
- ⑥振込口座通帳の写し（口座名義、口座番号のわかる面）

※①②③の様式は、市役所農業振興課、各行政局の産業建設課でお受取り又は下記ホームページからダウンロードしてください。

※④市税完納証明は、市役所収納課及び各行政局、各連絡所の窓口で請求できます。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/umehyouhigaisien.html>

お問合せ

田辺市 農林水産部 農業振興課 農政係
TEL:0739-26-9930 FAX:0739-22-9903